

宿舎	同 郡同 町 (川上)
休憩所	同 郡同 町 (平石山)
園地	同 郡同 町 (長谷ダム)
園地	姫路市 (安富町関)
宿舎	同 市 (同)
休憩所	同 市 (同)
野営場	同 市 (同)
駐車場	同 市 (同)

4(1)の表中「宍粟郡安富町 (関)」を「姫路市 (安富町関)」に、「同 郡同 町 (千畳平)」を「同 市 (安富町千畳平)」に改める。

4(2)の表雪彦登山線の項を次のように改める。

雪彦登山線	起点－姫路市 (夢前町・県立自然公園境界) 終点－同 市 (夢前町坂根・県立自然公園境界)
-------	--

4(2)の表雪彦峰山縦走線の項を次のように改める。

雪彦峰山縦走線	起点－姫路市 (夢前町坂根・県立自然公園境界) 終点－同 市 (夢前町・県立自然公園境界) 起点－同 市 (夢前町・県立自然公園境界) 終点－神崎郡神河町 (砥峰高原・車道合流点)
---------	---

4(2)の表鹿ヶ壺雪彦登山線の項を次のように改める。

鹿ヶ壺雪彦登山線	起点－姫路市 (安富町関・県立自然公園境界) 終点－同 市 (安富町・歩道合流点)
----------	--

第21条 平成6年兵庫県告示第1011号（県立自然公園の区域内の特別地域の指定等）の一部を次のように改正する。

1 を次のように改める。

1 特別地域の区域

姫路市内国有林神戸営林署547林班及び999林班の全部

同 市夢前町大字山之内の一部

同 市安富町大字関及び大字栃原の各一部

朝来市生野町大字栃原の一部

宍粟市内国有林山崎営林署44林班の全部

同 市一宮町大字生栖、大字上野田、大字千町、大字東市場、大字東河内、大字福知及び大字能倉の各一部

神崎郡神河町大字上小田、大字川上、大字長谷、大字淵及び大字南小田の各一部

第22条 平成15年兵庫県告示第481号（旅館業法施行条例に基づき知事が指定する施設）の一部を次のように改正する。

表中

「

ふれあい体育館	飾磨郡夢前町寺1258番地の1	夢前町
を		
「		
ふれあい体育館	姫路市夢前町寺1258番地の1	姫路市
」		

に改める。

第23条 平成12年兵庫県告示第529号の3（化製場等の区域の指定）の一部を次のように改正する。

表飾磨郡夢前町の項及び神崎郡香寺町の項を削る。

第24条 平成17年兵庫県告示第416号（家畜の検査の実施）の一部を次のように改正する。

1(2)中「姫路市」を「姫路市（平成18年3月26日において飾磨郡家島町、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町であった区域を除く）」に改め、「飾磨郡夢前町」を削る。

9(2)中「飾磨郡、宍粟郡」を削る。

第25条 平成17年兵庫県告示第514号（兵庫県防除実施基準の変更並びに高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更）の一部を次のように改正する。

2中「飾磨郡家島町」を「姫路市」に改め、「同郡香寺町」を削る。

第26条 平成13年兵庫県告示第582号の42（公共工事の発注見通しに関する事項及び入札・契約の過程並びに契約内容に関する事項の公表方法等）の一部を次のように改正する。

表中「神崎郡香寺町」を「姫路市香寺町」に、「飾磨郡夢前町」を「姫路市夢前町」に、「飾磨郡家島町」を「姫路市家島町」に改める。

第27条 昭和62年兵庫県告示第997号（水防管理団体及び水防警報を行う河川・海岸の指定）の一部を次のように改正する。

1中「香寺町」を削る。

第28条 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正する。

2(1)の表1の項中「夢前町
安富町」を削り、同表5の項中「香寺町」を削る。

2(2)の表10の項を次のように改める。

10	一般国道29号	第3種禁止地域等	姫路市・宍粟市境	宍粟市山崎町船元地内山崎大橋西詰	路端から100メートル以内の区域	姫路市・宍粟市境	鳥取県境	路端から1,000メートル以内の区域（禁止地域等の区域を除く。）	たつの市 宍粟市
			宍粟市山崎町三津地内市道三津旧道線との交点	鳥取県境					

「香寺町

同表34の項中「安富町安志地内一般国道29号との交点」を「姫路市・福崎町境」に改め、夢前町を削る。

安富町」

る。

2(4)の表4の項中「香寺町」を削る。

4(1)イの表3の項及び4の項を削り、同表5の項を3の項とし、6の項を4の項とする。

10(1)の表1の項中「夢前町 安富町」を削り、同表5の項中「香寺町」を削る。

10(1)の表に備考として次のように加える。

備考 神戸市域内及び姫路市域内は、上記の区域から除外する。

10(2)の表に備考として次のように加える。

備考 神戸市域内及び姫路市域内は、上記の区域から除外する。

第29条 平成17年兵庫県告示第870号（緑豊かな環境形成地域の指定）の一部を次のように改正する。

2(2)中「飾磨郡夢前町」を「姫路市（平成18年3月26日現在飾磨郡夢前町の区域に限る。）」に改める。

2(3)中「宍粟市、佐用郡佐用町及び宍粟郡安富町」を「姫路市（平成18年3月26日現在宍粟郡安富町の区域に限る。）」、宍粟市及び佐用郡佐用町」に改める。

第30条 平成17年兵庫県告示第871号（緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく環境形成区域の指定及び図書の縦覧）の一部を次のように改正する。

2(1)中「飾磨郡夢前町」を「姫路市（平成18年3月26日現在飾磨郡夢前町の区域に限る。）」に改める。

2(2)中「中播磨地域全町」を「中播磨地域全市町」に、「当該町」を「当該市町」に、「夢前町役場」を「姫路市役所」に改める。

3(1)中「宍粟市、佐用郡佐用町及び宍粟郡安富町」を「姫路市（平成18年3月26日現在宍粟郡安富町の区域に限る。）」、宍粟市及び佐用郡佐用町」に改める。

3(2)を次のように改める。

(2) 環境形成区域の縦覧場所

ア 西播磨地域全市町（姫路市を除く。）の環境形成区域の縦覧場所

兵庫県庁及び西播磨県民局

イ 姫路市の環境形成区域の縦覧場所

兵庫県庁及び中播磨県民局

ウ 当該市町の環境形成区域のみの縦覧場所

姫路市役所、宍粟市役所、佐用町役場、たつの市役所及び上郡町役場

第31条 昭和47年兵庫県告示第1608号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

図面指定の表家島の項を削る。

（別記）縦覧場所の表家島の項を削る。

第32条 昭和50年兵庫県告示第681号の8（建築基準法の規定により各区域を所管する建築主事を指定）の一部を次のように改正する。

表中「飾磨郡」及び「宍粟郡」を削る。

第33条 昭和48年兵庫県告示第1805号（建築基準法の規定による区域指定）の一部を次のように改正する。

表飾磨郡夢前町の項を削り、同表神崎郡福崎町の項中「都市計画区域外全域」を「同上」に改める。

兵庫県告示第278号

次の手続等について、平成18年3月15日から、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができることとするので、同規則第3条の規定に基づき公示する。

平成18年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

条 例 等	規 定	手 続 等 の 内 容
結核予防費補助金交付規則（昭和35年兵庫県規則第64号）	第6条	補助金の交付を受けた事業の実績報告

兵庫県告示第279号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成18年3月1日に、神戸市中央区栄